



専門家に聞く

税務 Q&A

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会
森田 千波
ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>

国税のクレジットカード納付

Q

平成29年より、国税もクレジットカードで納付できるようになったと聞きましたが、内容を教えてください。



A

一部の地方税では以前より可能であったが、国税においても平成29年1月4日より可能となりました。クレジットカード納付は、インターネット上でのクレジット支払機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者（トヨタファイナンス株式会社）へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続きです。時間・場所をとわずに国税の納付手続きが可能になり、事前の手続きも不要です。

1. 対象となる国税および金額

申告所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税、贈与税、酒税などほぼすべての税目で利用可能です。本税だけでなく延滞税、加算税などの附帯税も納付できます。納付金額は1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下の金額（決済手数料含む）です。（納税に関する領収証書は、発行されません。）

2. 納付手続

納付する税目や金額のわかるものと、利用するクレジットカード^{※1}を準備し、インターネットの利用が可能なパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から、納付受託者が運営する「国税クレジットカードお支払サイト」^{※2}へアクセスします。

表示される指示に従い入力し、納付手続が完了すれば納付終了です。原則、夜間休日を問わず24時間、納付ができます。またカード名義人と国税納税者が違ってい

ても利用できますので、ご家族等の国税の納付も可能です。^{※3}

※1 利用できるクレジットカードはVisa, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club, TS CUBLIC CARD

※2 納付受託者が運営する国税クレジットカード納付専用サイトです。次のいずれかのサイトよりアクセスできます。

①国税庁ホームページから

②確定申告書等作成コーナーから

③e-Tax（国税電子申告・納税システム）から

※3 クレジットカード納付はカード名義人が行ってください。

3. 決済手数料

クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料がかかり、納付税額とともに支払わなければなりません。決済手数料は納付税額が最初の1万円までは82円（消費税込）、以後1万円を超えるごとに82円（消費税込）を加算した金額となります。

このため、クレジット納付を検討する場合は、クレジットカード会社のポイント還元率とこの決済手数料率とを比較しておく必要があります。

4. 支払方法

一括払い・分割払い・リボ払いから選べますが、利用額に応じた決済手数料の他に、各カード会社の定める手数料が発生する場合もあります。また利用代金の支払日等はカード会社の利用規約によります。法定納期限内に国税の納付手続を完了していれば、支払日が法定納期限より後になっていても延滞税等は発生しません。

